

## 平成25年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

(注) 赤下線部が変更・訂正箇所です。法令改正による内容の変更は直線 (—)、誤植による正誤は波線 (~~~~) としています。

頁	新	旧
84	<p>「④ 価格」の内容の一部を変更する。</p> <p>④ 価格            当該輸出貨物の<b>本邦の輸出港</b>における<b>本船甲板渡し価格</b>《関令第59条の2第2項前段》。  <u>貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として、当該貨物の現実の決済金額（取引の基準価格と決済通貨とが異なる場合には基準通貨による金額）を基として、本邦の輸出港における本船甲板渡し価格を計算して申告する《関法基本通達67-1-4-(1)》。例えば、輸出取引契約がCIF条件であった場合には、当該CIF価格から仕向港までの運賃及び保険料を控除して本邦の輸出港における本船甲板渡し価格を算出して申告する。</u>  <u>ただし、輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定（輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金に変更される場合を含む。（以下「値引き等」という。））である場合には、次の額とする《関法基本通達67-1-4-(1)-ニ》。</u>  <u>a 当該申告に係る貨物の製造原価又は調達原価（以下「製造原価等」という。）に、通常の利潤、一般管理費及び船積みに必要な費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とする。</u>  <u>b 市況を基礎として決済額を確定させる等製造原価等を基礎として算出することが困難である場合には、輸出申告の前3月以内に、当該申告に係る貨物と同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額として算出した額とする。</u>  <b>航空機</b>によって輸出される貨物の輸出申告価格は、<b>本邦の輸出港</b>における<b>本船甲板渡し価格</b>に準ずる条件による価格である《関令第59条の2第2項前段》。            (省略)</p>	<p>④ 価格            当該輸出貨物の<b>本邦の輸出港</b>における<b>本船甲板渡し価格</b>《関令第59条の2第2項前段》。</p> <p><b>航空機</b>によって輸出される貨物の輸出申告価格は、<b>本邦の輸出港</b>における<b>本船甲板渡し価格</b>に準ずる条件による価格である《関令第59条の2第2項前段》。            (省略)</p>

頁	新	旧
96	<p>「4. 輸出してはならない貨物に係る輸出差止申立制度」の前に、新たに「3-2. 認定手続における疑義貨物の画像送信」を追加する。</p> <p><b>3-2. 認定手続における疑義貨物の画像送信</b>  <u>認定手続における税関長から輸出者等又は権利者等に対する疑義貨物の画像送信の取扱い</u>は、次のとおりである《<u>関法基本通達 69 の 3-1-6</u>》。</p> <p><b>(1) 画像情報の送信</b>  <u>税関長は、輸出者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、原則として 1 回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとしている。</u>  <u>ただし、次の場合には、電子メールによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は権利者等に対し説明するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>輸出者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合</u></li> <li>② <u>業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合</u></li> <li>③ <u>輸出差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸出者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べるできないと判断される場合</u></li> </ul> <p><b>(2) 個別情報の取扱い</b>  <u>税関長は、送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（<u>関税法第 69 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。</u>）が権利者等に了知されることがないように十分留意し、必要に応じて輸出者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することになっている。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
104 ～ 105	<p>「[9] - 2. 輸出許可後における輸出取止め」の内容の一部を変更する。</p> <p><b>2. 輸出許可後における輸出取止め</b>  <u>輸出の許可を受けた後に輸出を取り止める場合には、輸出の許可を受けた貨物は外国貨物である《<u>関法第 2 条第 1 項第 3 号</u>》</u>ので、当該貨物が船積みされたかどうかにかかわらず、税関長に対し『<u>輸入（納税）申告書</u>』に<u>所要の書類を添付して提出して、輸入の許可を受けなければならない《<u>関法基本通達 67-1-15</u>》</u>                      （省略）</p>	<p><b>2. 輸出許可後における輸出取止め</b>  <u>輸出の許可を受けた後に輸出を取り止める場合には、輸出の許可を受けた貨物は外国貨物である《<u>関法第 2 条第 1 項第 3 号</u>》</u>ので、当該貨物が船積みされたかどうかにかかわらず、税関長に対し『<u>輸入（納税）申告書</u>』に<u>所要の書類を添付して提出して、輸入の許可を受けなければならない《<u>関法基本通達 67-1-14</u>》</u>                      （省略）</p>

頁	新	旧
106 ～	「[10] 輸出許可内容の変更」の内容の一部を変更する。	
107	<p><b>[10]輸出許可内容の変更</b></p> <p>輸出の許可を受けた後に、輸出許可書に記載された積載船名、積込港又は数量等を変更する場合には、次の手続をする必要がある。</p> <p><b>1. 船名変更</b></p> <p>輸出の許可後に貨物の積載予定船舶又は搭載予定機（以下「積載予定船舶等」という。）を変更することとなった場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出の許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合であって、船積期日等の関係から下記3.の数量変更手続をする時間的余裕がないときを含む。）には、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して『船名・数量等変更申請書』に輸出許可書を添付して提出し、次により船名変更の手続を行う《関法基本通達 67-1-11》。</p> <p>① <u>輸出者の事情によらない積載予定船舶等の変更又は積載予定船舶等の名称の記載誤りにあつては、積載予定船舶等の出港までに行う。税関において疑義を生じた場合には、変更となった船舶又は航空機を確認できる書類の提示を求められることになる。</u></p> <p>なお、積載予定船舶等の出港直前であつたため、又は積載予定船舶が変更になった旨輸送者から連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に船名変更の手続を行うこととなった場合も同様の扱いである。</p> <p>② <u>輸出者の事情により積載予定船舶等が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに船名変更を行う。税関において疑義を生じた場合には、変更となった船舶又は航空機を確認できる書類の提示を求められることになる。</u></p> <p>(図は省略)</p> <p><b>2. 積込港変更</b></p> <p>輸出の許可後に貨物の積込港を変更することとなった場合には、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して『船名・数量等変更申請書』に輸出許可書を添付して提出し、次により積込港変更の手続を行う《関法基本通達 67-1-12》。</p> <p>① <u>輸出者の事情によらない積込港の変更又は積込港の記載誤りにあつては、積載予定船舶等の出港までに行う。税関において疑義を生じた場合には、積込港が変更となったことを確認できる書類の提示を求められることになる。</u></p> <p>なお、積載予定船舶等の出港直前であつたため、又は積込港が変更になった旨輸送者から連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に積込港変更を手続を行うこととなった場合も同様の扱いである。</p> <p>② <u>輸出者の事情により積込港が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに積込港変更を行う。税関において疑義を生じた場合には、積込港が変更となったことを</u></p>	<p><b>[10]輸出許可内容の変更</b></p> <p>輸出の許可を受けた後に、輸出許可書に記載された積載船名、積込港又は数量等を変更する場合には、次の手続をする必要がある。</p> <p><b>1. 積載船名変更</b></p> <p>輸出の許可後に貨物の積載予定船舶を変更することとなった場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出の許可に係る船舶以外の船舶に積載する場合であつて、船積期日等の関係から下記3.の数量変更手続をする時間的余裕がないときを含む。）には、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して『船名・数量等変更申請書』に輸出許可書を添付して提出しなければならぬ《関法基本通達 67-1-11》。</p> <p>(図は省略)</p> <p><b>2. 積込港変更</b></p> <p>輸出の許可後に貨物の積込港を変更することとなった場合には、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して『船名・数量等変更申請書』に輸出許可書を添付して提出しなければならぬ《関法基本通達 67-1-12》。</p>

確認できる書類の提示を求められることになる。

**3. 数量変更**  
(省略)

**4. 価格変更**

輸出の許可後において貨物の価格を変更することとなった場合には、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して『船名・数量等変更申請書』に輸出許可書を添付して提出し、次により価格変更の手続を行う《関法基本通達 67-1-14》。

- ① 輸出申告書に記載した価格が 20 万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が 20 万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正の省略が認められる。
- ② 輸出申告書に記載された貨物に係る総価格が、決済された額と異なることとなり、その差額が 100 万円未満又はその差額が少ない方の総価格に対して 10 %未満である場合は、その許可に係る価格の変更の省略が認められる。しかし、輸出者の申出がある場合には、税関官署において、その申請に係る輸出許可書に記載されている価格が訂正され、輸出者に交付される。

**5. 輸出の許可後の事故貨物の取替え**

輸出の許可を受けた貨物が、その船積みまでの間に事故等があったことにより、同種貨物をもって補充又は取替えを行う場合において、特に支障がないと認められたときは、その補充又は取替えする貨物について新たに輸出の許可を受ける必要はなく、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して、適宜の様式による『輸出許可後事故貨物補充等願書』に輸出許可書を添付して提出し、その了承を受けることにより、補充又は取替えをすることができる《関法基本通達 67-1-19》。

(図は省略)

**3. 数量変更**  
(省略)

(新規)

**4. 輸出の許可後の事故貨物の取替え**

輸出の許可を受けた貨物が、その船積みまでの間に事故等があったことにより、同種貨物をもって補充又は取替えを行う場合において、特に支障がないと認められたときは、その補充又は取替えする貨物について新たに輸出の許可を受ける必要はなく、輸出の許可を受けた税関官署又は船積みのために保税運送をした到着地の税関官署に対して、適宜の様式による『輸出許可後事故貨物補充等願書』に輸出許可書を添付して提出し、その了承を受けることにより、補充又は取替えをすることができる《関法基本通達 67-1-18》。

(図は省略)

頁	新	旧
135 ～	[16] と [17] をそれぞれ [17] と [18] とし、[17] の前に次の「16」を加える。	
136	<p><b><u>[16]輸出許可内容の変更</u></b></p> <p><b>1. 船名変更</b></p> <p>特定輸出者が行った輸出申告の許可後において貨物の積載予定船舶又は航空機（以下「予定船舶等」という。）を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出の許可を受けた船舶以外の船舶に積み込む場合であって、船積期日等の関係から関税法基本通達 67-1-13（数量変更の取扱い）（前記「Ⅱ-[ 10 ]-3. 数量変更」参照）の数量変更手続をする時間的余裕がないときを含む。）における船名変更（「船籍符号」を含む。）の手続は、次による《関法基本通達 67 の 3-1-9》。</p> <p>① 特定輸出申告に係る船名の変更については、税関においては、特定輸出者からの申出がある場合を除き省略して差し支えないこととされている。これにより、特定輸出者からの申出により船名変更の手続を行う場合には、関税法基本通達 67-1-11（船名変更の取扱い）（前記「Ⅱ-[ 10 ]-1. 船名変更」参照）の規定が準用される。なお、特定輸出者が行う関税法第 67 条（輸出の許可）に規定する輸出申告（以下この項において単に「輸出申告」という。）に係る船名変更の手続は、関税法基本通達 67-1-11（船名変更の取扱い）（前記「Ⅱ-[ 10 ]-1. 船名変更」参照）の規定が適用されるので留意する。</p> <p>② 特定輸出者が、やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後には船名変更の申請（関税法基本通達 67-1-11-（1）（『前記「Ⅱ-[ 10 ]-1. 船名変更-①」参照）の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、申請者である特定輸出者の利便等を考慮して、特定輸出者の承認を行った税関の担当部門（以下「管理税関担当部門」という。）を経由して申請書を提出しても差し支えないこととされている。</p> <p>③ 特定輸出者が、前記②により複数の輸出申告に係る船名変更の申請を行おうとする場合には、その輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行っても差し支えないこととされている。</p> <p>④ 特定輸出者からの船名変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由しても差し支えないこととされている。</p> <p><b>2. 積込港変更</b></p> <p>特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による《関法基本通達 67 の 3-1-10》。</p> <p>① 特定輸出申告に係る積込港変更の申請は、関税法基本通達 67- 1-12（積込港変更の取扱い）（前記「Ⅱ-[ 10 ]-2. 積込港変更」参照）の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る積込港変更の手続は、関税法基本通達 67-1-12（前記</p>	<p><u>(新規)</u></p>

「Ⅱ-[ 10 ]-2. 積込港変更」参照)の規定が適用されるので留意する。

- ② 特定輸出者が、やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に積込港変更の申請(関税法基本通達 67-1-12-(1)(前記「Ⅱ-[ 10 ]-2. 積込港変更-①」参照)の規定による申請を含む。)を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して申請書を提出しても差し支えないこととされている。
- ③ 特定輸出者が、前記②により複数の輸出許可に係る船名変更の申請を行おうとする場合には、その輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行っても差し支えないこととされている。
- ④ 特定輸出者からの積込港の変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由しても差し支えないこととされている。

### 3. 数量変更

特定輸出者が行った輸出申告の許可後において一部が積載予定船舶に積み込まれないことになった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券(Bill of Lading)(以下「B/L」という。)発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更が認められることになっている。この場合における取扱いは、次による《関法基本通達 67 の 3-1-11》。

- ① 特定輸出申告に係る積込港変更の申請は、関税法基本通達 67-1-13(数量変更の取扱い)(前記「Ⅱ-[ 10 ]-3. 数量変更」参照)の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の手続は、関税法基本通達 67-1-13(前記「Ⅱ-[ 10 ]-3. 数量変更」参照)の規定が適用されるので留意する。
- ② 特定輸出者が、やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に数量変更の申請(関税法基本通達 67-1-13-(1)(前記「Ⅱ-[ 10 ]-3. 数量変更-①」参照)の規定による申請を含む。)を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して申請書を提出しても差し支えないこととされている。
- ③ 特定輸出者が、前記②により複数の輸出許可に係る数量変更の申請を行おうとする場合には、その輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行っても差し支えないこととされている。
- ④ 特定輸出者からの数量変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由しても差し支えないこととされている。

### 4. 価格変更

特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合における価格変更の手続は、次による《関法基本通達 67 の 3-1-12》。

- ① 特定輸出申告に係る価格変更の申請は、関税法基本通達 67-1-14(価格変更の取扱い)(前記「Ⅱ-[ 10 ]-4. 価格変更」参照)の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の手続は、関税法基本通達 67-1-14(前記「Ⅱ-[ 10 ]-4. 価格変更」参照)の規定が適用されるので留意する。

- ② 特定輸出者が、やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に価格変更の申請（基本通達 67-1-14 の（1）（前記「Ⅱ-[ 10 ]-4. 価格変更-①」参照）の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、申請者である特定輸出者の利便等を考慮して、特定輸出者の承認を行った管理税関担当部門を経由して申請書を提出しても差し支えないこととされている。
- ③ 特定輸出者が、前記②により複数の輸出許可に係る価格変更の申請を行おうとする場合には、その輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行っても差し支えないこととされている。
- ④ 特定輸出者からの積込港の変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由しても差し支えないこととされている。

[17]保税地域外にある特例輸出貨物の廃棄、亡失の届出

(省略)

[18]輸出通関手続の規定の適用

次の事項については、いずれも前記「Ⅱ. 輸出通関手続」と同じである。

- 1. ～4. (省略)
- （削除）
- （削除）
- 5. 輸出申告の不受理《関法基本通達 67-1-9》
- 6. 輸出の取止め（輸出申告の撤回）《関法基本通達 67-1-10》  
（削除）
- 7. 許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い《関法基本通達 67-1-16》
- 8. 輸出貨物に係る開装検査票の交付《関法基本通達 67-1-17》
- 9. 輸出許可後の事故貨物の取替え《関法基本通達 67-1-19》

[16]保税地域外にある特例輸出貨物の廃棄、亡失の届出

(省略)

[17]輸出通関手続の規定の適用

次の事項については、いずれも前記「Ⅱ. 輸出通関手続」と同じである。

- 1. ～4. (省略)
- 5. 輸出貨物の検査《関法基本通達 67-1-7》
- 6. 検査貨物の指定《関法基本通達 67-1-8》
- 7. 輸出申告の不受理《関法基本通達 67-1-9》
- 8. 輸出の取止め（輸出申告の撤回）《関法基本通達 67-1-10》
- 9. 輸出の許可内容の変更
  - ① 船名変更《関法基本通達 67-1-11》
  - ② 積込港変更《関法基本通達 67-1-12》
  - ③ 数量変更《関法基本通達 67-1-13》
- 10. 許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い《関法基本通達 67-1-15》
- 11. 輸出貨物に係る開装検査票の交付《関法基本通達 67-1-16》
- 12. 輸出許可後の事故貨物の取替え《関法基本通達 67-1-18》

頁	新	旧
144	「④ 価格」の内容の一部を変更する。	
	<p>④ 価格                      関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定によって計算した当該輸入貨物の課税価格に相当する価格《関令第59条の2第2項後段》。                      （省略）                      《評価申告については、「第3章-第3節-[11]評価申告」参照》</p>	<p>④ 価格                      関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定によって計算した当該輸入貨物の課税価格に相当する価格《関令第59条の2第2項後段》。                      （省略）                      《評価申告については、「第3章-第3節-[10]評価申告」参照》</p>
160	「4. 検査により確認した数量と輸入申告数量とが異なる場合」の内容の一部を変更する。	
	<p>4. 検査により確認した数量と輸入申告数量とが異なる場合                      （省略）                      なお、上記の場合（検査によって確認した数量の差が申告数量の3%以内である場合）における当該貨物の課税価格は、仕入書価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）に規定する課税価格に相当する価格である場合に限る。）による《関法基本通達67-3-15-(1)-イ》。</p>	<p>4. 検査により確認した数量と輸入申告数量とが異なる場合                      （省略）                      なお、上記の場合（検査によって確認した数量の差が申告数量の3%以内である場合）における当該貨物の課税価格は、仕入書価格（関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）に規定する課税価格に相当する価格である場合に限る。）による《関法基本通達67-3-15-(1)-イ》。</p>

頁	新	旧
165	<p>「4. 輸入してはならない貨物に係る認定手続の簡素化」の前に、新たに「3-2. 認定手続における疑義貨物の画像送信」を追加する。</p> <p><b>3-2. 認定手続における疑義貨物の画像送信</b>  <u>認定手続における税関長から輸入者等又は権利者に対する疑義貨物の画像送信の取扱いは、次のとおりである《関法基本通達 69 の 12-1-6》。</u></p> <p><b>(1) 画像情報の送信</b>  <u>税関長は、輸入者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、原則として 1 回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとしている。</u>  <u>ただし、次の場合には、電子メールによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸入者等又は権利者等に対し説明するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>輸入者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合</u></li> <li>② <u>業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合</u></li> <li>③ <u>輸入差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸入者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べるできないと判断される場合</u></li> </ul> <p><b>(2) 個別情報の取扱い</b>  <u>税関長は、送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（関税法第 69 条の 12 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者等に了知されないことがないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することになっている。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

頁	新	旧
250 ～ 251	<p>「3. 納税申告等に係る事前教示」の内容の一部を変更する。</p> <p><b>3. 納税申告等に係る事前教示</b> (省略)</p> <p>この制度は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人（「輸入者等」という。）が、当該貨物の輸入の前に税関に対して、当該貨物の「<u>関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の有無</u>（以下「<u>関税率表適用上の所属区分等</u>」という。）」、「<u>原産地</u>」、「<u>関税評価</u>」についての照会を行い、その回答を受けることができる制度である。</p> <p>(省略)</p> <p>照会は、<u>口頭</u>（電話や税関の窓口での照会）<u>又はインターネット</u>（<u>関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会に限る。</u>）でもできるが、<u>税関からの回答が口頭又は電子メールによる場合には、文書照会の場合と異なり、輸入通関の審査上、必ずしも尊重されるものではない《関法基本通達 7-17-(1)》。</u></p> <p>また、<u>税関からの口頭又は電子メールによる回答については、文書により行われた回答と異なり、輸入者等は、当該回答内容について、再検討を希望する旨の意見の申出を行うことができないこととなっている。</u></p> <p><u>なお、輸入者等は、一定の条件を満たすものについては、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えることができることとなっている《関法基本通達 7-19-2》。</u></p> <p><b>(1) 関税率表適用上の所属区分等及び原産地に係る照会の対象となる範囲等</b></p> <p>具体的な手続に関しては、<u>関税率表適用上の所属区分等及び原産地に関する照会で次の要件を満たす照会が対象となる《関法基本通達 7-18》。</u></p> <p>(省略)</p>	<p><b>3. 納税申告等に係る事前教示</b> (省略)</p> <p>この制度は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人（「輸入者等」という。）が、当該貨物の輸入の前に税関に対して、当該貨物の<u>関税分類（税番）、原産地、関税評価</u>についての照会を行い、その回答を受けることができる制度である。</p> <p>(省略)</p> <p>照会は、<u>口頭等</u>（電話や税関の窓口での照会）<u>でも行うことができるが、文書照会の場合と異なり、輸入通関の審査上、必ずしも尊重されるものではない《関法基本通達 7-17》。</u></p> <p><b>(1) 関税分類等及び原産地に係る照会の対象となる範囲等</b></p> <p>具体的な手続に関しては、<u>関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の有無並びに原産地に関する照会で次の要件を満たす照会が対象となる《関法基本通達 7-18》。</u></p> <p>(省略)</p>
288	<p>「4. 法定納期限」の内容の一部を変更する。</p> <p><b>4. 法定納期限</b> (省略)</p> <p>関税の法定納期限は、<u>関税を納付すべき本来の期限をいい、延滞税の額を計算する場合の始期の基準であり、その翌日から未納の関税に対して延滞税が課されることとなる。</u>原則は、その関税に係る貨物を輸入する日であるが、例外もある《関法第12条第8項》。</p> <p>(省略)</p>	<p><b>4. 法定納期限</b> (省略)</p> <p>関税の法定納期限は、<u>関税を納付すべき本来の期限をいい、延滞税の額を計算する場合の始期の基準であり、関税の徴収権の消滅時効の起算日となる。</u>原則は、その関税に係る貨物を輸入する日であるが、例外もある《関法第12条第8項》。</p> <p>(省略)</p>

頁	新	旧
306 ～ 308	<p>「[1] 関税の賦課権の期間制限」の内容の一部を変更する。</p> <p><b>[1]関税の賦課権の期間制限</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>1. 賦課権の期間制限 (除斥期間)</b></p> <p>関税の賦課権には、具体的な納税義務又はこれに係る事項の確認を内容とする特殊な行政処分を行うことができる期間について、次のように制限 (除斥期間) が設けられている《<u>関法第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項</u>》。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>④ なお、関税法第 2 条の 3 (災害による期限の延長) の規定により更正の請求の期限が延長された場合には、当該更正の請求をすることができることとされている期間においてされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴って行われることとなる過少申告加算税等についてする賦課決定は、上記①から③にかかわらず、当該更正の請求があった日から 6 月を経過する日まで、することができる《<u>関法第 14 条第 4 項</u>》。</u></p> <p><b>2. 法定納期限等 (賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期)</b></p> <p>関税の賦課権の期間制限 (除斥期間) 及び徴収権の消滅時効の始期は、<u>関税の法定納期限等</u>である《<u>関法第 14 条第 5 項</u>》。</p> <p>この<u>関税の法定納期限等</u>とは、当該<u>関税</u> (過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税) にあつては、その納付の起因となった<u>関税</u> を課される貨物を輸入する日 (輸入の許可を受ける貨物については、<u>当該許可の日</u>) である《<u>関法第 14 条第 5 項本文</u>》。</p> <p>ただし、次の表の①から⑤に掲げる貨物の関税の法定納期限等については、例外となる《<u>関法第 14 条第 5 項ただし書</u>》。</p> <p>(関税法第 14 条第 5 項に規定する法定納期限等と同法第 12 条第 8 項に規定する法定納期限とは、必ずしも一致しないので留意する必要がある。)</p>	<p><b>[1]関税の賦課権の期間制限</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>1. 賦課権の期間制限 (除斥期間)</b></p> <p>関税の賦課権には、具体的な納税義務又はこれに係る事項の確認を内容とする特殊な行政処分を行うことができる期間について、次のように制限 (除斥期間) が設けられている《<u>関法第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項</u>》。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><b>2. 法定納期限等 (賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期)</b></p> <p>関税の賦課権の期間制限 (除斥期間) 及び徴収権の消滅時効の始期は、<u>関税の法定納期限等</u>である。《<u>関法第 14 条第 4 項</u>》。</p> <p>この<u>関税の法定納期限等</u>とは、当該<u>関税</u> (過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税) にあつては、その納付の起因となった<u>関税</u> を課される貨物を輸入する日 (輸入の許可を受ける貨物については、<u>当該許可の日</u>) である《<u>関法第 14 条第 4 項本文</u>》。</p> <p>ただし、次の表の①から⑤に掲げる貨物の関税の法定納期限等については、例外となる《<u>関法第 14 条第 4 項ただし書</u>》。</p> <p>(関税法第 14 条に規定する法定納期限等と同法第 12 条第 8 項に規定する法定納期限とは、必ずしも一致しないので留意する必要がある。)</p>

		【賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期（法定納期限等）】				【賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期（法定納期限等）】	
		賦課権の期間制限、徴収権消滅時効の始期となる法定納期限等	(参考) 延滞税を課する場合の始期となる法定納期限			賦課権の期間制限、徴収権消滅時効の始期となる法定納期限等	(参考) 延滞税を課する場合の始期となる法定納期限
原則	関税を課される貨物で輸入の許可を受ける貨物	輸入の許可の日 《関法第14条第5項本文》	輸入の許可の日 《関法第12条第8項本文》	原則	関税を課される貨物で輸入の許可を受ける貨物	輸入の許可の日 《関法第14条第4項本文》	輸入の許可の日 《関法第12条第8項本文》
	① 特例申告貨物につき納付すべき関税	特例申告書の提出期限 《関法第14条第5項第1号》	特例申告書の提出期限 《関法第12条第8項第1号》		① 特例申告貨物につき納付すべき関税	特例申告書の提出期限 《関法第14条第4項第1号》	特例申告書の提出期限 《関法第12条第8項第1号》
例	② 輸入の許可前引取りの承認《関法第73条第1項》を受けて引き取られた貨物の関税	輸入の許可前引取りの承認の日 《関法第14条第5項第2号》	納付通知書又は更正通知書の発せられた日 《関法第12条第8項第3号》	例	② 輸入の許可前引取りの承認《関法第73条第1項》を受けて引き取られた貨物の関税	輸入の許可前引取りの承認の日 《関法第14条第4項第2号》	納付通知書又は更正通知書の発せられた日 《関法第12条第8項第3号》
	その承認後はいつでも納税の請求をすることができる状態にあるので、法定納期限とは別にその承認の日が始期である。				その承認後はいつでも納税の請求をすることができる状態にあるので、法定納期限とは別にその承認の日が始期である。		
外	③ 郵便物のうち課税標準である価格が20万円以下の郵便物（寄贈物品、無償貸与品、名宛人が課税価格を把握できないもの等を含む。）で関税の納付前における引取り前に承認《関法第77条第6項》を受けたものの関税	納付前における受取りの承認の日 《関法第14条第5項第3号》	納税告知書が発せられた日 《関法第12条第8項第4号》	外	③ 郵便物のうち課税標準である価格が20万円以下の郵便物（寄贈物品、無償貸与品、名宛人が課税価格を把握できないもの等を含む。）で関税の納付前における引取り前に承認《関法第77条第6項》を受けたものの関税	納付前における受取りの承認の日 《関法第14条第4項第3号》	納税告知書が発せられた日 《関法第12条第8項第4号》
	④ 輸入後に輸入時に遡及して課される相殺関税又は不当廉売関税	当該関税を課することができることとなった日 《関法第14条第5項第4号》	納税告知書に記載された納期限 《関法第12条第8項第5号》		④ 輸入後に輸入時に遡及して課される相殺関税又は不当廉売関税	当該関税を課することができることとなった日 《関法第14条第4項第4号》	納税告知書に記載された納期限 《関法第12条第8項第5号》
	⑤ 関税関係法令の規定により一定事実が生じた場合に直ちに徴収する関税	当該事実が生じた日 《関法第14条第5項第5号》	当該事実が生じた日 《関法第12条第8項第6号》		⑤ 関税関係法令の規定により一定事実が生じた場合に直ちに徴収する関税	当該事実が生じた日 《関法第14条第4項第5号》	当該事実が生じた日 《関法第12条第8項第6号》
	⑥ 納期限が延長された場合の関税	輸入の許可の日 《関法第14条第5項本文》	延長された期限 《関法第12条第8項第2号》		⑥ 納期限が延長された場合の関税	輸入の許可の日 《関法第14条第4項本文》	延長された期限 《関法第12条第8項第2号》

頁	新	旧
308 ～ 309	<p>「[2] 関税の徴収権の消滅時効」の内容の一部を変更する。</p> <p><b>[2]関税の徴収権の消滅時効</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>1. 徴収権の消滅時効</b></p> <p>関税の徴収権は、次の区分に掲げる期間行使しないことによって、時効によって消滅する《関税法第14条の2第1項、第2項》。</p> <p>① 関税の徴収権(関税の徴収を目的とする国の権利)は、その関税の法定納期限等(関税法第14条第2項及び第4項(更正、決定等の期間制限)の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があった日、<u>以下同じ。</u>)から<b>5年間</b>行使しないことによって、時効により消滅する《関税法第14条の2第1項》。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ しかし、関税の徴収権で、偽りその他不正行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税(ほ脱した関税)に係るものの時効は、<u>法定納期限等から2年間</u>は、進行しない(後記5-(1)を参照)。このため、ほ脱した関税の徴収権は、その関税の法定納期限等から2年を経過した日の翌日から消滅時効が進行して5年間で消滅するので、結果としてほ脱した関税の徴収権は、その関税の法定納期限等から<b>7年間</b>で時効により消滅することとなる《関税法第14条の2第2項において準用する通則法第73条第3項に係る読み替え規定》。</p> <p><b>2. 徴収権の消滅時効の始期</b></p> <p>関税の消滅時効の始期は、関税の法定納期限等である《関税法第14条第5項、第14条の2第1項》。</p> <p>(省略)</p>	<p><b>[2]関税の徴収権の消滅時効</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>1. 徴収権の消滅時効</b></p> <p>関税の徴収権は、次の区分に掲げる期間行使しないことによって、時効によって消滅する《関税法第14条の2第1項、第2項》。</p> <p>① 関税の徴収権(関税の徴収を目的とする国の権利)は、その関税の法定納期限等(関税法第14条第2項(更正、決定等の期間制限)の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があった日)から<b>5年間</b>行使しないことによって、時効により消滅する《関税法第14条の2第1項》。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ しかし、関税の徴収権で、偽りその他不正行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税(ほ脱した関税)に係るものの時効は、<u>当該関税の関税法第14条第4項(更正、決定等の期間制限)に規定する法定納期限等(同条第2項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正のあった日)から2年間</u>は、進行しない(後記5-(1)を参照)。このため、ほ脱した関税の徴収権は、その関税の法定納期限等から2年を経過した日の翌日から消滅時効が進行して5年間で消滅するので、結果としてほ脱した関税の徴収権は、その関税の法定納期限等から<b>7年間</b>で時効により消滅することとなる《関税法第14条の2第2項において準用する通則法第73条第3項に係る読み替え規定》。</p> <p><b>2. 徴収権の消滅時効の始期</b></p> <p>関税の消滅時効の始期は、関税の法定納期限等である《関税法第14条第4項、第14条の2第1項》。</p> <p>(省略)</p>